

令和2年5月26日

栄町各小中学校保護者 様

栄町教育委員会

学校の再開について

保護者の皆様方におかれましては、日頃から本町の学校教育につきまして、御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、5月25日（月）の緊急事態宣言の解除を受け、来る6月1日（月）より通常通り、学校を再開することといたしました。

つきましては、以下のことに留意しながら実施いたしますので、引き続きの御理解、御協力をお願いいたします。

なお、今後の状況の変化により変更する場合がありますことを申し添えます。

記

1 学校再開に向けての基本的な考え方

- ① 3つの条件（換気の悪い密室空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避け、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、安全安心な学校生活を送ることができるようにします。
- ② 児童生徒及び教職員の過度の負担となることのないように、年間指導計画を見直し、指導を行います。
- ③ 保護者・地域・関係機関との連携を密にします。

2 学校再開にあたっては、以下のことに留意し、実施します。

（1）保健衛生関係について

- ・3つの条件（換気の悪い密室空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けることはもちろんのこと、各学校においては、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策及び学校医や学校薬剤師と連携した保健管理体制の整備などの対策を実施します。
- ・家庭と連携して健康チェックを行い、発熱等風邪症状のある児童生徒は、自宅で休養させるようにします。なお、その場合は欠席とせず、出席停止（「感染症が疑われるための欠席」）とします。また、家庭で体温測定を行ってこなかった児童生徒に対しては、保健室等で体温測定及び健康観察を行います。
- ・校内で共用する場所（教室やトイレのドアノブ、スイッチ類）は、1日1回程度、消毒液を使用し、消毒します。また、共用した、教材・教具・情報機器なども必要に応じて消毒します。

(2) 児童生徒の心のケアについて

- ・学級担任や養護教諭を中心としたきめ細やかな健康観察等から、児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談や教育相談を実施します。必要に応じて、町スクールカウンセラーを派遣します。

(3) 登下校について

- ・登校下校にあたっては、児童生徒同士、間をとって歩く等、できるだけ密の状態にならないように児童生徒へ指導します。保護者の皆様におかれましても、児童生徒への声かけをお願いします。

(4) スクールバスについて

- ・バス内の消毒や換気などの対応については、学校教育課から各事業所へ実施依頼を行います。学校においては、3つの条件が同時に重なることのないように児童生徒へ指導します。ご家庭でも、ご指導いただくようご協力をお願いします。
- ・スクールバスの利用については、できるだけ保護者の皆様による送迎をしていただきますよう、ご協力をお願いします。

(5) 学習指導について

- ・各校の運動会は午前中開催で実施します。また、その他の学校行事も削減や効率的な実施を含め、年間計画を見直しながら実施します。
- ・学習の実施にあたっては、臨時休業により学習を進められなかったことにより、学習に著しい遅れが生じないように留意しながらも、児童生徒の負担感増とならないように留意します。
- ・理科の実験・音楽科・家庭科の調理実習・体育科等、狭い空間や密閉状態、身体接触の伴う教科・領域の指導においては、上記「保健衛生関係について」の対応を講じながら、個別に3つの条件が同時に重なることのないような取り組みを実施します。また、必要に応じて、単元の組み替えにより、年間指導計画の順序を変える等の工夫を行いながら実施します。

(6) 部活動について

- ・特に身体接触のあるもの、音楽系のものなど、3つの条件が同時に重ならないように、実施内容や方法を工夫して行います。

(7) 給食について

- ・給食準備前（当番）や食事前（当番を含め全員）の手洗いを徹底します。
- ・会食にあたっては、飛沫を飛ばさないように、机を向い合せにせず、会話も控えるようにします。

(8) 保護者の皆様のご来校について

- ・授業参観・保護者会・PTA活動等でご来校の折りには、事前の健康チェックやマスクの着用をお願いします。発熱等風邪症状のある場合には、ご来校を控えていただきますようお願いいたします。

3 6月15日（月）県民の日について

休みとせず授業を実施します。

なお、給食の提供はありませんので、お弁当の持参をお願いいたします。

4 夏季休業中の登校について

7月21日から7月31日まで、及び8月24日から8月31日までの平日を夏季休業中の登校日として実施します。（それ以外に「校長が必要と認めた日」の登校日がある場合があります。）

夏季休業中の登校は、正規の日課で実施します。（給食実施（予定）、スクールバスの運行あり）

5 その他

- ・「登校が心配なので休ませたい」という場合は、学校までご連絡ください。欠席扱いとせず「感染症予防のため校長が欠席を認めた日」特別欠席とすることもできます。